

# 令和6年度 固定資産税（償却資産）申告の手引き

鎌ヶ谷市役所課税課家屋係



固定資産税は土地、家屋及び償却資産の所有者に課税される税金（税率は1.4%）です。申告していただく償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産です。令和6年1月1日現在、鎌ヶ谷市内に所有している資産について申告してください。

申告書の法定提出期限は毎年1月31日です。提出された申告書に基づいて償却資産の評価を限られた期間内に完了する必要があるため

**1月31日（水）までに申告書をご提出くださるよう、ご協力をお願いします。**

鎌ヶ谷市は地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用した電子申告に対応しております。

※電子申告の手続き等については、HP（<http://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

## <償却資産とは>

減価償却資産 ————

- 無形固定資産…鉱業権・漁業権・特許権等  
(申告の対象から除かれます。)
- 有形固定資産…主なものとして、下記の種類別内容例示参照  
(申告の対象です。償却資産として申告してください。)

## <償却資産の種類別内容例示>

- A 構 築 物 … 駐車場アスファルト・砂利、門扉、フェンス、基礎のない倉庫、看板、広告塔、建築付帯設備など
- B 機 械 及 び 装 置 … 重機、工作機械、コンベア、装置類など
- C 車 両 及 び 運 搬 具 … フォークリフト等の構内運搬車両、大型特殊自動車など  
※車両のうち自動車税・軽自動車税を課税されないもの
- D 工 具、器 具 及 び 備 品 … 測定工具、切削工具、ルームエアコン、机、ロッカー、応接セット、冷蔵庫、複写機、理美容業機器、医療機器、自動販売機など

## <注意事項>

### ① 納税通知書の送付

償却資産の申告に基づき税額を計算し、毎年4月中旬に固定資産税の納税通知書を郵送しております。但し、償却資産の合計課税標準額が150万円に満たない場合、固定資産税は課税されません（免税点）。

### ② 郵便による申告

受付印を押した申告書の控え（写し）の返送をご希望の場合、控え（写し）の他、必ず返信用封筒（返信先明記・切手貼付）を同封してください。例年、切手代が不足しているものが見受けられるため、注意してください。封筒がない場合、返送はしません。

### ③ 計算方法

#### A 前年中に取得された償却資産

$$\boxed{\text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2) = \text{評価額}}$$

※月割ではなく、半年償却により評価額を求めます。

※減価率：耐用年数（財務省令）に掲げられている耐用年数に応じた減価率

#### B 前年以前に取得された償却資産

$$\boxed{\text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率}) = \text{評価額}}$$

※評価額は、取得価格の5%が下限となります。

### ④ 課税標準の特例による軽減

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に定める一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。該当する償却資産を所有している場合、申告書「18備考」欄にその旨を記入し、特例内容に係る資料を添えて申告してください。

#### ※ 対象となる主な償却資産

中小企業者等が取得した経営力向上設備、先端設備等導入計画に基づき取得した設備、自家消費型太陽光発電設備、公共の危害防止設備等

### ⑤ 不申告又は虚偽の申告のある場合

正当な理由なくして申告をしない、または虚偽の申告をした場合は、過料または罰金が科せられます。不申告や虚偽の申告によって不足税額を生じた場合は、その不足税額に対して延滞金を徴収することになります。

また、国税等の資料を閲覧し、償却資産の内容を把握させていただくことがあります。

## ⑥ その他

- ・取得価額が20万円未満であっても、帳簿等に償却資産として計上している資産について全て申告して下さい。(ただし、法令の規定による所得の計算上、当該資産の取得に要した経費の全部を一時もしくは一括して3年間で損金や経費などに算入したものについては、申告の必要はありません。)
- ・建築付帯設備や内装工事については、家屋と一体となって固定資産税が課税されているものを除き、償却資産として申告してください。
- ・令和5年1月1日以前に取得した資産で、申告漏れの資産についても申告してください。

### <申告書等の書き方>

#### (1) 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

- |                  |  |
|------------------|--|
| 所有者コード           | 納税通知書の氏名コードを記載してください。分からない場合や、これまで固定資産税が課税されたことがない場合は記載不要です。     |
| 1 住所             | 郵便番号、住所及び電話番号を記載し、ふりがなを付してください。                                  |
| 2 氏名             | 氏名を記載し、ふりがなを付してください。法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。屋号があれば記載してください。 |
| 3 個人番号<br>又は法人番号 | 個人番号又は法人番号を記載してください。   |
| 4 事業種目           | 事業の種目を具体的に記入してください。法人にあっては、資本金又は出資金等の額を記載してください。                 |
| 5 事業開始年月         | 市内で事業を開始した年月を記載してください。   |
| 6 係及び氏名          | 申告について応答可能な方の所属、氏名、電話番号を記載してください。                                |
| 7 税理士等の<br>氏名    | 経理を委託している税理士等の氏名、電話番号を記載してください。                                  |
| 8～14             | それぞれ該当する方を○で囲んでください。   |
| 15 資産の所在地        | 当市における事業所等資産の所在地を記載してください。2つ以上ある場合はそれぞれ記載し、主となる方を○で囲んでください。      |

1 6 借用資産 該当する方を○で囲んでください。有の場合は貸主の名称等を記載してください。

1 7 所有区分 該当する方を○で囲んでください。

1 8 備考 以下の事項等について記載してください。

- ・廃業、解散等 ⇒ 「廃業」「解散」等の記載
- ・増加、減少が無い ⇒ 「増減なし」等の記載
- ・住所、法人名等の異動 ⇒ 異動事由、旧法人名等（旧法人名等については、記載がないと別の法人として認識してしまうことがあります）
- ・合併 ⇒ 合併、被合併法人名等の記載
- ・課税標準の特例資産あり ⇒ 「特例対象資産あり」等の記載
- ・通知書等の送付先が変更になる ⇒ 送付先住所等の記載
- ・手引等の送付を希望しない ⇒ 「次年度以降送付不要」等の記載

取得価額（イ） 前年前に取得した資産の合計額を、種類別に記載してください。

取得価額（ロ） 前年中に減少した資産の合計額を、種類別に記載してください。

取得価額（ハ） 前年中に増加した資産の合計額を、種類別に記載してください。初めて申告される方は全資産の額を、種類別に記載してください。

取得価額（ニ）  $(イ) - (ロ) + (ハ)$  によって算出した合計額を、種類別に記載してください。

評価額（ホ） 原則として、取得年月、取得価額、耐用年数から、こちらで計算します。

決定価格（ヘ） 計算が可能な場合は記載しても構いません。

課税標準額（ト）

## (2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）

昨年中に取得した資産（他の市町村からの移動資産や、前年前に取得した資産で申告漏れとなっていた資産等を含む）を記載してください。所有している全資産を記載しても構いません。

所有者コード 申告書の所有者コードと同じです。

所有者名	申告書の氏名と同じです。
ページ	この明細書について、2枚のうち1枚目というようにページ数を付けてください。
資産の種類	申告書に記載のある資産の種類について、対応する数字（1～6）を付けてください。（1、構築物 2、機械及び装置 3、船舶 4、航空機 5、車両及び運搬具 6、工具、器具及び備品）
資産コード	記載は不要です。
資産の名称等	資産の名称及び規格等を記載してください。 <u>（楷書でお願いします）</u>
数量	資産の数量を記載してください。
取得年月	取得年月を記載してください。年号は以下のとおりとしてください。 （昭和→3もしくはS、平成→4もしくはH、令和→5もしくはR）
取得価額	取得価額を記載してください。これには当該資産を取得するために通常支出すべき金額（運送費、荷役費、据付費等）を含みます。圧縮記帳の制度については認められていないため、圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。
耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、2、5、6に掲げる耐用年数を記載してください。 <u>記載漏れが多いため、注意してください。</u> 分からない場合はこちらで調べることも可能ですので、お問い合わせください。
減価残存率	耐用年数に応じた率となりますが、記載は不要です。
価額 課税標準の特例 課税標準	記載は不要です。
増加事由	該当する増加事由の番号を○で囲んでください（明細書欄外参照）。
摘要	特記事項がある場合、記載してください（課税標準の特例や、耐用年数の変更など）。

### （3）種類別明細書（減少資産用）

昨年中に売却、滅失、異動等により減少した資産を記載してください。償却資産種類別明細書（全ての償却資産の明細書）を同封している場合は、参考にしてください。

所有者コード	申告書の所有者コードと同じです。
所有者名	申告書の氏名と同じです。
ページ	この明細書について、2枚のうち1枚目というようにページ数を付けてください。
資産の種類	申告書に記載のある資産の種類について、対応する数字（1～6）を付けてください。（1、構築物 2、機械及び装置 3、船舶 4、航空機 5、車両及び運搬具 6、工具、器具及び備品）
抹消コード	記載は不要ですが、償却資産種類別明細書を同封している場合は、減少した資産の資産コードを記載してください。
資産の名称等	減少した資産の名称及び規格等を記載してください。
数量	減少した資産の数量を記載してください。
取得年月	減少した資産の取得年月を記載してください。年号は以下のとおりとしてください。 （昭和→3もしくはS、平成→4もしくはH、令和→5もしくはR）
取得価額	減少した資産の取得価額を記載してください。一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記載してください。
耐用年数 申告年度	記載は不要です。
減少の事由 及び区分	それぞれ該当する番号を○で囲んでください。
摘要	一部が減少した場合、残数量とその価額を記載してください。その他特記事項があれば記載してください。

※ 鎌ヶ谷市のホームページに、償却資産申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用、減少資産用）の様式を載せておりますので、ご活用ください。

<連絡先・申告書提出先>

鎌ヶ谷市マスコットキャラクター  
かまたん



〒273-0195

千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

鎌ヶ谷市役所 総務企画部課税課家屋係

TEL : 047-445-1141(代表) 内線 : 357、358

047-445-1105(直通)